

(様式 1－3)

福島県（本宮市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	7	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 本宮地区(基金型)	事業番号	(5)-40-2-
交付団体		本宮市	事業実施主体(直接/間接)	本宮市(直接)	
総交付対象事業費		(2,674,994) 4,129,006(千円)	全体事業費	(2,674,994) 4,129,006(千円)	

帰還環境整備に関する目標

福島第一原子力発電所の事故災害以前は、非灌漑期に「ため池」の干し上げや土砂吐の開放により堆積土砂の除去(利水管理)を行っていたが、同事故災害後は放射性物質の影響が懸念されたため堆積土砂の除去(利水管理)ができず土砂が堆積しているため、今後、大雨等災害時に放射性物質に汚染された土砂が流出し農地が汚染されることが懸念される。

農業水利施設の「ため池」の機能を保全し農地汚染を防ぐには、堆積した土砂等の除去、拡散を防止するための対策を講じる必要があるため、本事業を推進することにより、農業水利施設としての機能の保全・回復を行い、農業の復興を図っていく必要がある

なお、今回の申請するため池については、「ため池の放射性物質対策マニュアル【農林水産省】」P26 の3つの要件に該当せず、除染の対象にならないことを確認した。

事業概要

上記目標達成のため、放射性物質濃度が高い「ため池」39箇所を、平成30年度から令和2年度までの3年間で放射性物質対策(対策工)を実施する。

平成30年度は、汚染濃度が高く面積が大きい「ため池」から放射性物質対策(底泥除去等)を実施した。

平成31年度は、平成30年度に引き続き、「ため池」から放射性物質対策(底泥除去等)を実施した。

令和2年度は、引き続き、「ため池」から放射性物質対策(底泥除去法)を実施する。

【本宮市復興・創生計画(抜粋)】

II 復興・創生方針

5 復興・創生に向けた取り組み

目標2 産業再生による復興・創生

施策2-1 産業再生対策

(1) 放射能除染等による農地等の再生

【主な事業・取組】

・農業用施設の除染等

「ため池」内堆積物の放射性物質については、モニタリング結果により調査を行い、底泥除去等必要な箇所の対策を行う。

当面の事業概要

<平成30年度>

31箇所の「ため池」のうち、12箇所の放射性物質対策(対策工)を実施。

<平成31年度>

総合的な対策推進計画による対策。「ため池」10箇所の放射性物質対策(対策工)を実施。

<令和2年度>

総合的な対策推進計画による対策。「ため池」17箇所、その他必要な放射性物質対策(対策工)を実施。

地域の帰還環境整備との関係

市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設である「ため池」の機能保全が必要であり、このためには放射性物質を含む堆積土砂の除去等による利用や維持管理上の支障を低減させることが不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による対策実施が必要である。

関連する事業の概要

特になし